

件名	愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例																																																											
主管課	税務課																																																											
根拠法令等																																																												
【改正の概要】	<p>原子力発電所の立地に伴う財政需要に充てるための財源として、伊方原発1号機の廃炉に対して核燃料税（出力割）を課するための改正</p> <p>1 課税方式 「出力割は、発電用原子炉を設置して行う<u>発電事業</u>に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。」 ↓ <u>運転及び廃止に係る事業</u></p> <p>2 税率 「出力割の税率は、一の課税期間ごとに、1,000kWにつき<u>40,000円</u>とする。」 ↓ <u>40,000円（3②の期間にあっては、30,000円）</u></p> <p>3 適用期間 ①現行の終期「発電用原子炉の運転の終了日まで」を「廃止措置計画の認可日まで」と明確化した上で、 ②終期を認可日から「発電用原子炉の廃止措置の結果の確認日まで」延長</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">価額割（8.5%）</td> <td style="width: 50%; border-top: 1px dashed black;">出力割（30,000円/1,000kW）</td> </tr> <tr> <td>出力割（40,000円/1,000kW）</td> <td>出力割（30,000円/1,000kW）</td> </tr> </table> <p>稼働中（運転停止中も含む。） → 認可日 → 確認日</p> <p>4 その他規定整備（原子炉等規制法等の条項ずれ）</p>			価額割（8.5%）	出力割（30,000円/1,000kW）	出力割（40,000円/1,000kW）	出力割（30,000円/1,000kW）																																																					
価額割（8.5%）	出力割（30,000円/1,000kW）																																																											
出力割（40,000円/1,000kW）	出力割（30,000円/1,000kW）																																																											
施行日	地方税法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日																																																											
【その他参考事項】	<p>1 核燃料税（法定外普通税）の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>納税義務者</td> <td colspan="2">発電用原子炉の設置者（四国電力株式会社）</td> </tr> <tr> <td>課税方法</td> <td>価額割</td> <td>出力割</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>発電用原子炉への核燃料の挿入</td> <td>発電用原子炉を設置して行う発電事業</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>発電用原子炉に挿入された核燃料の価額</td> <td>課税期間（四半期ごと）の末日現在における発電用原子炉の熱出力</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>8.5%</td> <td>1,000kWにつき40,000円（8.5%相当）</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日</td> <td>課税期間（四半期ごと）の末日の翌日から起算して2月を経過する日</td> </tr> <tr> <td>徴収方法</td> <td colspan="2">申告納付</td> </tr> </table> <p>2 これまでの課税状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>有効期間</th> <th>税率</th> <th>税収入（見込み）額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5年間（S54.1.16～S59.1.15）</td> <td>価額割5%</td> <td>22億4,500万円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5年間（S59.1.16～H元.1.15）</td> <td>価額割7%</td> <td>41億3,800万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5年間（H元.1.16～H6.1.15）</td> <td>価額割7%</td> <td>34億6,900万円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5年間（H6.1.16～H11.1.15）</td> <td>価額割7%</td> <td>54億3,400万円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5年間（H11.1.16～H16.1.15）</td> <td>価額割7%</td> <td>39億8,000万円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5年間（H16.1.16～H21.1.15）</td> <td>価額割10%</td> <td>40億3,300万円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>5年間（H21.1.16～H26.1.15）</td> <td>価額割13%</td> <td>31億9,500万円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5年間（H26.1.16～H31.1.15）</td> <td> 価額割8.5% 出力割8.5%相当 </td> <td> 95億3,900万円 [47億7,100万円] [47億6,800万円] </td> </tr> </tbody> </table> <p>*今回の条例改正により、1号機の廃炉により減収が見込まれる2億6,400万円（平年度）のうち1億9,800万円（平年度）を確保</p> <p>3 廃炉に対する先行県の課税状況（3県ともH29.4.19に廃止措置計画の認可済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県（H28.6議会）運転中の出力割の1/2を課税 ・佐賀県（H29.2議会）運転中の出力割の1/2を課税 ・島根県（H29.2議会）税率を引下げ全額を出力割で課税 			納税義務者	発電用原子炉の設置者（四国電力株式会社）		課税方法	価額割	出力割	課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉を設置して行う発電事業	課税標準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	課税期間（四半期ごと）の末日現在における発電用原子炉の熱出力	税率	8.5%	1,000kWにつき40,000円（8.5%相当）	納期限	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日	課税期間（四半期ごと）の末日の翌日から起算して2月を経過する日	徴収方法	申告納付			有効期間	税率	税収入（見込み）額	1	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	価額割5%	22億4,500万円	2	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	価額割7%	41億3,800万円	3	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	価額割7%	34億6,900万円	4	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	価額割7%	54億3,400万円	5	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	価額割7%	39億8,000万円	6	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	価額割10%	40億3,300万円	7	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	価額割13%	31億9,500万円	8	5年間（H26.1.16～H31.1.15）	価額割8.5% 出力割8.5%相当	95億3,900万円 [47億7,100万円] [47億6,800万円]
納税義務者	発電用原子炉の設置者（四国電力株式会社）																																																											
課税方法	価額割	出力割																																																										
課税客体	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉を設置して行う発電事業																																																										
課税標準	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額	課税期間（四半期ごと）の末日現在における発電用原子炉の熱出力																																																										
税率	8.5%	1,000kWにつき40,000円（8.5%相当）																																																										
納期限	核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日	課税期間（四半期ごと）の末日の翌日から起算して2月を経過する日																																																										
徴収方法	申告納付																																																											
	有効期間	税率	税収入（見込み）額																																																									
1	5年間（S54.1.16～S59.1.15）	価額割5%	22億4,500万円																																																									
2	5年間（S59.1.16～H元.1.15）	価額割7%	41億3,800万円																																																									
3	5年間（H元.1.16～H6.1.15）	価額割7%	34億6,900万円																																																									
4	5年間（H6.1.16～H11.1.15）	価額割7%	54億3,400万円																																																									
5	5年間（H11.1.16～H16.1.15）	価額割7%	39億8,000万円																																																									
6	5年間（H16.1.16～H21.1.15）	価額割10%	40億3,300万円																																																									
7	5年間（H21.1.16～H26.1.15）	価額割13%	31億9,500万円																																																									
8	5年間（H26.1.16～H31.1.15）	価額割8.5% 出力割8.5%相当	95億3,900万円 [47億7,100万円] [47億6,800万円]																																																									